

斎場火葬残骨灰処理業務契約書(案)

斎場火葬残骨灰処理業務（以下「業務」という。）について、貝塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（業務）

第1条 甲は、業務を乙に発注し、乙はこれを受注する。

2 乙は、別紙の斎場火葬残骨灰処理業務仕様書に基づいて、業務を実施しなければならない。但し、仕様書に明記のない事項については、甲乙協議するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年5月28日～令和8年4月28日までとする。

（契約金）

第3条 契約に係る総額は金〇〇〇〇円（消費税を含む）とする。

2 前項に定める契約金は一括払いとし、乙は、委託業務の完了後、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から支払い請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その日から30日以内に支払うものとする。ただし、契約に基づく当該業務を甲または乙の都合により履行できない部分がある場合には、契約金の額から当該部分に係る契約金の額を控除するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号）第24条第5号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約によって、生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（損害賠償責任）

第6条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。

（1）乙の、責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（2）次条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその損害

を賠償しないものとする。

(契約履行の原則)

第 8 条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

(暴力団等の排除)

第 9 条 甲は、貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあつては、条例第 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

(補則)

第 10 条 この契約の定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号
貝塚市
貝塚市長 酒井 了

乙 ○○○○○○○○
○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

火葬残骨灰にかかる処理、埋葬、供養に関する誓約書(案)

貝塚市立斎場の火葬残骨灰及び集塵灰等（以下、残骨灰という）について、残骨灰に含まれる有害物質の無害化を図り、副葬品を除くすべての残骨灰について最終埋葬地（納骨堂）へ埋葬し、永代供養することを誓約します。

令和 年 月 日

貝塚市長様

(事業者)

印